

令和7年1月7日

未就学児が加入している世帯の組合員 各位

静岡県歯科医師国民健康保険組合

未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の
軽減措置(未就学児世帯支援補助費)について

昨年に引き続き、子育て世帯への経済的負担の軽減措置として基準日(11月30日)において当組合の世帯に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合に、未就学児一人当たり12,000円の財政補助を実施いたします。

なお、「未就学児世帯支援補助費振込口座届出書」につきましては対象世帯に令和7年1月7日に送付しましたので、提出期限までに当組合へご提出をお願いいたします。

詳しい内容につきましては、下記をご参照ください。

未就学児世帯支援補助費について

子育て世帯への経済的負担の軽減措置として、基準日時点で当組合に加入している未就学児童に対し、国から未就学児一人当たり 12,000 円の財政支援が行われます。

国からの財政支援を未就学児世帯支援補助費として保険料に充てるために還付します。

1. 補助費の対象者：基準日（11月30日）時点で、当組合へ加入している未就学児

☆11月1日に資格喪失したことを11月30日に届出したとき

・・・基準日（11月30日）に当組合に加入していませんので、対象外です。

☆11月25日に資格喪失したことを12月に届出したとき

・・・基準日（11月30日）に当組合に加入していませんので、対象外です。

★11月25日に生まれたことを12月10日に届出したとき

・・・基準日（11月30日）に当組合に加入していますので、対象です。

★11月1日から加入することを12月2日に届出したとき

・・・基準日（11月30日）に当組合に加入していますので、対象です。

☆12月1日に生まれたことを12月に届出したとき

・・・基準日（11月30日）に当組合に加入していませんので、対象外です。

2. 補助費の金額：未就学児一人当たり 12,000 円

※世帯に未就学児が2人いる場合は、12,000円×2人＝24,000円

3. 補助費の届出方法：未就学児が加入している世帯の組合員に、組合から届出書を送付しましたので、組合が指定する期日までに届出を行ってください。

4. 補助費のスケジュール：届出書送付時期・・・令和7年1月上旬

補助費振込時期・・・令和7年2月中（予定）

5. 注意事項

補助費の振り込みを行った後に、11月30日前にさかのぼって資格喪失した場合は、補助した全額を当組合へ返還していただきますので予めご承知おきください。

なお、未就学児世帯支援補助費は、保険料に充てることになっていますので、令和7年分の保険料納付証明書から差引きしますが、保険料納付証明書を発送する前に資格喪失された場合、お手数ですがご自身で納付額と還付額の調整を行い確定申告等にご対応ください。